

平成 28 年 7 月 4 日
教員養成部会資料

教職課程認定審査運営内規の改正について

1. 教職課程の認定後の変更にかかる規定の整備

- ・ 教職課程が文部科学大臣の認定を受けた後、当該教職課程の初年次の活動が開始されるまでの間に、その認定内容に変更が生じた場合の取扱いについて新たに定めるものとする。

2. 経緯及び現状

- ・ 教職課程認定は、大学の申請に基づき、課程認定委員会の審議を経て、中央教育審議会（初等中等教育分科会教員養成部会）の答申により認定されるものである。
- ・ 「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令」が平成 26 年 2 月 3 日に公布（平成 26 年 10 月 1 日施行）され、大学設置（学部設置）のスケジュールが前倒しとなったことを受け、現行の教職課程認定のスケジュールは、平成 28 年度開設（平成 27 年度審査）より 2 か月前倒しし、下表のとおり実施している。

（認定申請スケジュール対比表）

	申請書 提出期限	課程認定 委員会審査	教員養成 部会答申	認定
平成 27 年度 開設まで	開設予定年度の 前年度 5 月下旬	9 月～11 月	1 月下旬	2 月中旬
平成 28 年度 以降の開設	開設予定年度の 前々年度末	7 月～9 月	11 月下旬	12 月中旬

- ・ 認定時期が前倒しとなったことにより、12 月中旬の認定後から翌年度の教職課程の開始までの間に、やむを得ない事由（専任教員が死亡又は入院したために急遽変更する必要が生じた等）により認定済みの教職課程の内容を変更せざるを得なくなる事例が生じている。
- ・ その場合、現行の取扱いでは、当該教員の担当科目又は認定課程そのものを取り下げることとしており、専任教員の補充は認めていない。
- ・ なお、認定済みの教職課程を変更しようとするときは、教育職員免許法施行規則第二十一条第二項に基づき文部科学大臣に事前に届け出ることとしており、教職課程の初年次の活動開始以降に変更が生じた場合は、これに従い手続きを行っている。

3. 改正理由及び内容

- ・ 従来は、認定から教職課程の初年次の活動を開始するまでの期間が短いため、専

任教員を変更せざるを得ない事象がほとんどなく、また、万一変更が生じた場合も前述のとおり対応を行っていたが、認定時期が2か月前倒しとなったことにより、今後は同様の事例が増加することが見込まれる中、その対応を行わないことは適切ではない。

- ・ 従って、教職課程認定においても、認定された教職課程が開始する前に変更せざるを得なくなった場合は、審査の上、その変更を認める旨の改正を行うことが適当である。
- ・ なお、本改正は専任教員に関する変更を審査の対象とする。これは、
 - ①教職課程認定基準の教員組織の専任教員数の基準より低下した状態にならないようにする必要があること
 - ②専任教員は認定学科の教育課程の編成に参画し、認定学科等の学生の教職課程指導を担当することであり、教職課程の存立に重大な影響を与えるためである。

4. 教職課程認定審査運営内規の一部改正について

- 6 教職課程の認定後に教育課程を変更する場合の取扱いについて
- (1) 教職課程の認定後から翌年度の教職課程が開始するまでの間に、やむを得ない事由により次の各号に該当する事項の変更が生じた場合においては、変更の可否(可、保留(取り下げ勧告を含む。))について書類審査を行う。
- ① 専任教員を変更する場合
 - ② ①に伴い、専任教員の担当授業科目を変更する場合
 - ③ ①に伴い、専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合
- (2) 書類審査においては、「3 書類審査」を準用する。
- (3) 変更可否の結果は、部会に報告する。

注1：教職課程の認定は、完成年度までその内容を確実に履行することを前提としているので、当該教職課程の初年次の活動が開始するまでは、上記以外の変更は認めない。

注2：「やむを得ない事由」とは、専任教員の退職(死亡)あるいは病気休業、産前産後の休業、育児休業又は介護休業などにより専任教員が長期間休業となることで、専任教員を変更せざるを得ない状況が、申請時には予見できない社会通念上相当であると認められる理由により生じた場合などとする。

5. 手続き及び審査スケジュールについて

- ・ 内規改正後の、認定後に教育課程を変更する場合の手続き及び審査スケジュールは以下のとおりとする。なお、審査書類提出期限の2月中旬以降に変更が生じた場合は、従来どおりの手続きによるものとする。
- 1 2月中旬 教職課程認定通知書送付とあわせて、認定大学等へ審査書類提出要領及び提出期間について案内

- 2 月末 審査書類提出期限
- 3 月中旬 課程認定委員会による書類審査
- 3 月下旬 認定通知送付

(参考)

教育職員免許法施行規則

第 21 条 前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、大学設置基準第四十三条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、短期大学設置基準第三十六条第一項又は専門職大学院設置基準第三十二条第二項に規定する共同教育課程（以下この項及び次条第四項において単に「共同教育課程」という。）について課程の認定を受けようとする場合は、当該共同教育課程を編成するすべての大学の設置者が申請書を提出しなければならない。

一～四 (略)

五 教育課程

六～九 (略)

- 2 大学の設置者は、前項第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。

教職課程認定審査運営内規 (抄)

1, 2 (略)

3 書類審査

(1) 書類審査においては、文部科学省の事前審査の結果を聴取したのち、認定基準及び確認事項に基づき、主として次の点に留意しながら認定の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について審査する。

① 認定を受けようとする学科の目的・性格と免許状との相当関係

② 教育課程及びその履修方法

③ 教員組織

④ 施設・設備（図書等を含む。）

⑤ 教育実習の実施計画、教育実習校等

⑥ 学則

(2) 書類審査において、保留となった申請課程については、必要により、補充・訂正の指示又は取り下げの勧告を行い、補充・訂正において必要な改善がなされた場合には認定可とする。

(3) 補充・訂正の指示による改善が不十分な場合には保留又は取り下げの勧告を行う。

(4) 取り下げの勧告は、文部科学省から取り下げ勧告理由を明示して行い、取り下げがなされない場合には、保留のまま部会による最終判定を行う。

4～6 (略)

教職課程認定審査運営内規（平成13年7月19日 教員養成部会決定）

改 正 案	現 行
<p><u>6 教職課程の認定後に計画を変更する場合の取扱いについて</u></p> <p><u>(1) 教職課程の認定後から翌年度の教職課程が開始するまでの間に、やむを得ない事由により次の点に該当する事項の変更が生じた場合においては、変更の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について書類審査を行う。</u></p> <p><u>① 専任教員を変更する場合</u></p> <p><u>② ①に伴い、専任教員の担当授業科目を変更する場合</u></p> <p><u>③ ①に伴い、専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合</u></p> <p><u>(2) 書類審査においては、「3 書類審査」を準用する。</u></p> <p><u>(3) 変更可否の結果は、部会に報告する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>7 その他</u></p> <p>(1) この審査運営内規は平成<u>29</u>年度からの<u>教職課程の認定を受けようとする</u>申請校に適用する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>6 その他</u></p> <p>(1) この審査運営内規は平成<u>20</u>年度から申請校に適用する。</p> <p>(2) (略)</p>

教職課程認定審査運営内規 (改正案)

平成13年7月19日
教員養成部会決定

一部改正 平成20年6月10日改正

一部改正 平成28年 月 日改正

1 通則

- (1) 教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程（以下「教職課程」という。）の認定の審査の運営は、この内規の定めるところによる。
- (2) 審査は、教員養成部会（以下「部会」という。）が定めた、教職課程認定基準（以下「認定基準」という。）及び教職課程認定審査の確認事項（以下「確認事項」という。）に基づいて行う。
- (3) 部会は、審査を課程認定委員会（以下「委員会」という。）に付託し、委員会から審査の議事経過及び結果の報告を受けて最終判定を行う。

2 審査方法

- (1) 委員会においては、書類審査、面接審査及び実地審査の方法により審査を行い、認定の可否（可、保留（取り下げの勧告を含む。））を決する。
- (2) 部会においては、委員会からの報告を受け、最終判定（可・不可）を下す。
- (3) 審査の結果、必要な場合には、あらかじめ定める日までに申請者に申請書の補充又は訂正を行わせることができる。
- (4) 面接審査及び実地審査は、書類審査で保留となった場合に必要に応じて行うものとする。
- (5) 委員会は、原則として、部会に報告するまでに保留の判定を残さないものとする。
- (6) 委員（臨時委員及び専門委員を含む。以下同じ。）、利害関係のある大学の審査を行うことはできない。

3 書類審査

- (1) 書類審査においては、文部科学省の事前審査の結果を聴取したのち、認定基準及び確認事項に基づき、主として次の点に留意しながら認定の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について審査する。
 - ① 認定を受けようとする学科の目的・性格と免許状との相当関係
 - ② 教育課程及びその履修方法
 - ③ 教員組織
 - ④ 施設・設備（図書等を含む。)
 - ⑤ 教育実習の実施計画、教育実習校等
 - ⑥ 学則

- (2) 書類審査において、保留となった申請課程については、必要により、補充・訂正の指示又は取り下げの勧告を行い、補充・訂正において必要な改善がなされた場合には認定可とする。
- (3) 補充・訂正の指示による改善が不十分な場合には保留又は取り下げの勧告を行う。
- (4) 取り下げの勧告は、文部科学省から取り下げ勧告理由を明示して行い、取り下げがなされない場合には、保留のまま部会による最終判定を行う。

4 面接審査及び実地審査

- (1) 書類審査において保留となった申請課程については、必要に応じて、面接審査又は実地審査を行う。
- (2) 面接審査は、書類審査の結果に基づいて、委員会の主査の指名する2名以上の委員及び文部科学省担当官が同席し、直接申請者と面接し、申請課程について説明を聴取することにより行う。
- (3) 面接審査の結果は、部会に報告する。
- (4) 実地審査は、書類審査の結果に基づいて、委員会の主査の指名する2名以上の委員及び担当官が同席し、実地において、申請書に記載されている事実を確認し、申請課程の状況を審査する。
- (5) 実地審査の結果は、部会に報告する。

5 最終判定

- (1) 部会の最終判定は、補充・訂正の指示又は取り下げの勧告を行った申請課程及び保留の申請課程を中心とする委員会からの報告に基づき、認定の可否（可、不可）について行う。
- (2) 委員会からの報告は委員会の主査がとりまとめて行い、主査が部会に出席できない場合は主査の指名する委員会の委員が報告する。
- (3) 最終判定における審査は、原則として、委員会で判定を保留とした申請課程の可否を決するために行うものとし、特別の事情を除き、委員会の審査を最終判定とする。
- (4) 最終判定において必要な場合には、部会長の許可により、申請者の説明を求めるものとする。
- (5) 部会は、「可」の判定を選んだもののうち、必要があると認められるものについて、留意すべき事項を付すことができる。

6 教職課程の認定後に計画を変更する場合の取扱いについて

- (1) 教職課程の認定後から翌年度の教職課程が開始するまでの間に、やむを得ない事由により次の点に該当する事項の変更が生じた場合においては、変更の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について書類審査を行う。

① 専任教員を変更する場合

② ①に伴い、専任教員の担当授業科目を変更する場合

③ ①に伴い、専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合

- (2) 書類審査においては、「3 書類審査」を準用する。

(3) 変更可否の結果は、部会に報告する。

7-6 **その他**

- (1) この審査運営内規は平成2 9-6年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。
- (2) この内規に定めるもののほか、課程認定の審査運営に関し必要な事項は、部会又は委員会が定める。